破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６０１号

神奈川県藤沢市石川１丁目５番地の６　カジヤマグラスワン406号室、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市石川６丁目２番地の５

債務者　有限会社湘南ジェット

代表者代表取締役　村上　健二

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　角田　勝政

4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時

横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１０号

横浜市中区打越55―８、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区山手町13番地１サンライズ山手Ｂ号室

債務者　ベイオウルフ株式会社

代表者代表取締役　森　　邦彦

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高木　彩子

4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時20分

横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９号

岐阜県羽島郡笠松町美笠通１丁目34番地

債務者　関中池開発株式会社

代表者代表取締役　桜井　正繁

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小島　浩一

4　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午後２時

岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５１号

広島県福山市駅家町大字上山守488番地５

債務者　株式会社Ｍ．Ｓ．Ｔ

代表者代表取締役　宮本　直明

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　瀧嶋　亮介

4　破産債権の届出期間　平成30年５月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時

6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３９７号

さいたま市南区内谷２丁目11番12号405

債務者　有限会社エヌエスカンパニー

代表者取締役　佐々木直貴

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　今泉　真昭

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時15分

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８５号

大阪市中央区農人橋２丁目１番31号

債務者　レディナス株式会社

代表者代表取締役　林　　鍾喆

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　河島　眞一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９８号

大阪市中央区南船場３丁目５番23号

債務者　株式会社＆・ＢＬＵＥ

代表者代表取締役　杉本　吾郎

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　金　　大燁

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０号

福岡県柳川市大和町中島1263番地

債務者　有限会社ツツミ商事

代表者取締役　堤　　光児

1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　米倉　智昭

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時

福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第１３６０号

大阪市住吉区沢之町１―11―17沢之町駅前ビル201

債務者　株式会社Ｆｌｙｉｎｇ　Ｓｃｉｓｓｏｒｓ

代表者代表取締役　向谷　方志

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　谷口　洋介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１５４号

大阪府高槻市須賀町37番２号

債務者　株式会社西原工務店

代表者代表取締役　西原　　勝

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　加納　一生

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６３号

大阪市北区梅田１丁目１－３大阪駅前第３ビル2307

債務者　株式会社シュハリ

代表者代表取締役　塩川　義哲

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６８号

大阪市中央区内久宝寺町３丁目２番７号104

債務者　株式会社エーバイエフ

代表者代表取締役　吉井　伸之

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中辻　大輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０２号

大阪府守口市南寺方東通３丁目３番９号

債務者　奥野産業株式会社

代表者代表取締役　茅野まゆみ

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１号

石川県かほく市宇気レ97番地６

債務者　株式会社ＮａＮａ星

代表者代表取締役　長谷川幸一

1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時

金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９２号

京都府木津川市相楽台８丁目１番地高の原駅東第２団地20―104

債務者　有限会社ワイエーティー

代表者取締役　田中　安子

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松本　浩志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時10分

奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９１号

和歌山市新堀東２丁目８番22号

債務者　ふぉうかす株式会社

代表者代表取締役　酒井　克己

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山岡　　大

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時５分

和歌山地方裁判所民事部破産再生係